

第5章 新市まちづくり基本計画

新市まちづくり計画の基本方針に基づき、新市の将来像の実現に向けた新市建設の根幹となる、具体的な施策を「新市まちづくり基本計画」として、以下のようにまとめます。

(1) 活力ある都市づくり(社会基盤の整備)

① 地域特性を活かした自然と人にやさしく、災害に強い安全で快適な都市づくり

自然と人にやさしい、災害に強い安全で快適な都市づくりを進めるために、治山・治水を基本とし自然環境に配慮した河川整備事業や排水対策事業を行いつつ、土砂災害防止対策事業などの災害防止を推進し、いつまでも安全で快適な都市づくりを推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
河川及び周辺の整備	◆河川整備事業
	◆防災事業
	◆急傾斜地崩壊対策事業
	◆がけ地近接等危険住宅移転事業
	◆湛水防除事業
	◆排水対策事業
	◆森林整備事業（森林の防災機能活用）
	◆治山事業

② 空港、港湾、高速道路、鉄道を活かした都市づくり

空港、港湾、高速道路、鉄道を活かした、交通体系の整備を図るために、港湾整備事業、橋梁整備事業や国・県道整備事業、幹線市道整備事業、街路事業をはじめ、生活関連道路整備事業、コミュニティバス運営事業などの整備を推進します。また、市街地整備として、中心市街地活性化整備事業や土地区画整理事業などを推進し、快適で魅力ある都市機能の充実した都市づくりを推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
空港・港湾・道路・交通体系の整備	◆港湾整備事業
	◆橋梁整備事業
	◆国・県道整備事業
	◆幹線市道整備事業
	◆街路事業
	◆生活関連道路整備事業

	◆コミュニティバス運営事業
	◆航空機騒音対策事業
	◆中心市街地活性化整備事業
市街地整備	◆土地区画整理事業
	◆密集住宅市街地整備促進事業
	◆JR駅周辺整備事業

③ 情報ネットワークを活かした都市づくり

情報通信基盤の整備としては、地域情報化計画策定を行い、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業や地域イントラネット基盤施設整備事業を進め、行政や教育、福祉、医療、防災などの住民にとって身近な行政サービスを提供することにより、生活の利便性や産業の活性化を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
情報通信基盤の整備	◆地域情報化計画策定（新規）
	◆新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
	◆地域イントラネット基盤施設整備事業

※「地域情報化計画策定」…住民ニーズに対応した行政サービスの提供や地域が主体となる住民参加型の情報交流（情報のやりとり）の方策を体系的に示すものです。

(2) 自然にやさしい都市づくり(生活環境の整備)

① 安心して暮らせる都市づくり

安心して暮らせる都市づくりを図るために、消防・防災体制の充実として防災行政無線整備事業や消防防災設備整備事業を進めつつ、交通・防犯対策の充実として交通安全施設整備事業や防犯対策事業などを推進します。また、消費生活の安定と向上を図るため、消費者苦情等に対する相談体制の充実、消費者情報の提供等の事業を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
消防・防災体制の充実	◆防災行政無線整備事業
	◆消防防災設備整備事業
交通・防犯対策の充実	◆交通安全施設整備事業
	◆交通安全対策事業
	◆防犯対策事業
	◆防犯灯設置事業
消費者保護	◆消費者行政相談員設置事業

② 海・山・川が一体となった自然豊かな都市づくり

海・山・川が一体となった自然豊かな都市づくりを図るために、公園・緑地の整備として公園整備事業や公園施設管理事業、海岸・松林の整備として景勝松林樹幹注入事業や森林病虫害等防除事業を進めます。ごみ処理体系の確立及び施設整備として、資源循環型社会形成事業、また、汚水処理施設の整備等として、公共下水道事業、浄化槽設置事業等を整備目的に合わせて効率的に推進することにより、自然保護・環境保全・美化活動を具体的に展開します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
公園・緑地の整備	◆公園整備事業
	◆公園施設管理事業
海岸・松林の整備	◆景勝松林樹幹注入事業
	◆森林病虫害等防除事業
ごみ処理体系の確立及び施設整備	◆資源循環型社会形成事業（新規）
	◆意識啓発事業（排出抑制、リサイクル促進）
	◆資源ごみ中間処理・保管業務委託事業
	◆衛生管理事業
上水道・簡易水道の整備等	◆上水道・簡易水道事業
	◆配水本管新設及び更新事業

	◆水源地送水ポンプ更新事業
	◆中央監視システム整備事業
	◆浄水施設整備事業
	◆水源開発事業
汚水処理施設の整備	◆公共下水道事業
	◆特定環境保全公共下水道事業
	◆浄化槽設置整備事業
自然保護・環境保全・美化活動	◆自然保護整備事業（新規）
	◆棚田保全整備事業
	◆水質調査汚濁負荷解析業務委託事業
	◆環境衛生整備事業
	◆環境美化作業及び不法投棄者撤去事業
	◆花は霧島推進事業
	◆花とみどりの観光地づくり事業
	◆水源かん養林事業
	◆森林の環境保全事業（新規）
	◆住宅用太陽光発電システム設置助成事業
墓地の整備	◆墓地公園整備事業

※ 「資源循環型社会形成事業」…現在行われている分別収集の徹底を図りゴミの再資源化や減量化の促進を図ります。

※ 「自然保護整備事業」…地球温暖化やオゾン層の破壊、環境ホルモン、ダイオキシンなどの化学物質による深刻な自然環境問題に対処する事業です。

※ 「森林の環境保全事業」…美しい自然を守るため広葉樹林等の保全に努める事業です。

③ 自然と共生した定住環境の都市づくり

自然と共生したライフスタイルが実現できる、ゆとりある住宅、宅地等の整備を進め、定住促進を図ります。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
定住促進・住宅の整備	◆公営住宅等整備事業
	◆宅地造成事業（新規）

※ 「宅地造成事業」…温泉等を活用した宅地の提供など、都市部では得られないゆとりと快適さを兼ね備えた質の高い居住空間の整備です。

(3) 育み磨きあう都市づくり(教育文化の振興)

① 地域に根ざした特色ある学校教育を推進する都市づくり

地域に根ざした特色ある学校教育を推進する都市づくりを図るために、学校教育の充実として、学校施設整備事業、学校教育振興事業等を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
学校教育の充実	◆特色ある学校づくり事業（新規）
	◆学校間交流事業
	◆就学区域の弾力化推進事業
	◆通学対策事業
	◆学校施設整備事業
	◆教育用パソコン整備事業
	◆外国青年等招致事業
	◆スクールカウンセラー、教育相談員配置事業
	◆高等学校振興対策事業
	◆学校教育振興事業

※ 「特色ある学校づくり事業」…総合的な学習の時間を用い、児童・生徒の自ら学び自ら考える力を養うため地域特有の資源（自然・人材）を活用し、学校づくりを推進する事業です。

② 伝統文化の継承と新しい文化の創造を図る都市づくり

伝統文化の継承と新しい文化の創造を図る都市づくりを図っていくために、地域文化の振興として、市民文化祭支援事業や芸術文化振興事業を進めつつ、伝統文化の保存・継承として文化財等整備事業や郷土芸能保護育成事業などを推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
地域文化の振興	◆市民文化祭支援事業
	◆芸術文化振興事業
	◆文化施設利用促進事業
伝統文化の保存・継承	◆文化財等整備事業
	◆歴史民俗資料館整備事業
	◆郷土芸能保護育成事業

③ 人づくりとそのための環境づくり、息の長い生涯学習を推進する都市づくり

人づくりとそのための環境づくり、息の長い生涯学習を推進する都市づくりを図るために、図書館ネットワーク整備事業や市民講座学習推進事業に取り組みます。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
生涯学習の推進	◆生涯学習ボランティアセンター活用事業
	◆市民講座学習推進事業
	◆図書館ネットワーク整備事業（新規）
	◆社会教育振興事業
	◆学校施設有効活用事業
体育・スポーツの振興	◆総合体育館整備事業
	◆屋外運動場施設整備事業
	◆スポーツ施設利用促進事業
	◆スポーツ振興事業
	◆地域総合スポーツクラブ育成事業
青少年健全育成	◆青少年健全育成事業
	◆青少年国内外派遣事業

※ 「図書館ネットワーク整備事業」・・・公共施設間（図書館・公民館図書室・学校図書室）相互のネットワーク構築を行い、予約や貸し出しができるよう構築します。

(4)たすけあい支えあう都市づくり(保健福祉の充実)

① すべての人が安心していきいきと暮らせる都市づくり

すべての人が安心していきいきと暮らせる都市づくりを図るために、保健予防対策の充実として、感染症予防事業や地域包括ケアシステムの構築を進めつつ、医療体制の充実、社会福祉の推進、高齢者福祉の充実、障害者（児）福祉の充実、低所得者福祉の充実、介護保険サービスの確保・充実、国民健康保険事業等を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
保健予防対策の充実	◆感染症予防事業
	◆保健センター整備事業
	◆地域包括ケアシステムの構築（新規）
医療体制の充実	◆乳幼児医療費助成事業
	◆病院事業
	◆土曜休日夜間診療所事業
	◆医師会医療センター整備事業
社会福祉の推進	◆社会福祉推進事業
	◆温泉センター管理運営事業
	◆社会福祉協議会運営事業
	◆ボランティア活動支援事業
	◆福祉施設管理運営事業
	◆生活保護事業
高齢者福祉の充実	◆在宅介護支援センターと地域ケア会議の充実
	◆介護予防・地域支えあい事業等
	◆高齢者訪問給食サービス事業
	◆緊急通報体制等整備事業
	◆シルバー人材センター運営事業
障害者（児）福祉の充実	◆障害児福祉事業
	◆知的障害者福祉事業
	◆身体障害者福祉事業
	◆精神障害者福祉事業
低所得者福祉の充実	◆就園奨励事業
	◆雇用・勤労者福祉対策事業
介護保険サービスの確保・充実	◆介護保険事業
国民健康保険事業	◆国保総合健康づくり支援事業
公共施設等のユニバーサルデザイン化	◆ユニバーサルデザイン推進事業（新規）

※ 「地域包括ケアシステムの構築」・・・高齢化に対応するために健康増進から予防・治療・介護・リハビリまで統合したサービス体系構築の検討を行うことです。

※ 「ユニバーサルデザイン推進事業」…「すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)」です。年齢、性別、身体、言語など、人が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、デザインをしていこうという考え方です。

② 生涯にわたり自主的に健康管理ができる都市づくり

生涯にわたり自主的に健康管理ができる都市づくりを図るために、健康づくりの推進として、健康づくり推進事業や老人保健事業を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
健康づくりの推進	◆健康づくり推進事業
	◆老人保健事業

③ 安心して子供を産み、心豊かに子育てができる都市づくり

安心して子供を産み、心豊かに子育てができる都市づくりを図るために、子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実として、児童手当支給事業や子育て支援対策事業等を進めつつ、母（父）子福祉、母子保健の充実を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	◆児童手当支給事業
	◆子育て支援対策事業
	◆保育促進事業
	◆次世代育成支援対策推進行動計画策定事業
母（父）子福祉の充実	◆ひとり親家庭医療費助成事業
	◆母子寡婦父子福祉事業
母子保健の充実	◆母子保健事業

(5) 産業ふれあいの都市づくり(産業経済の振興)

① 産業間の交流、ふれあいによる商工業の振興を図る都市づくり

産業間の交流、ふれあいによる商工業の振興を図る都市づくりのために、商業の振興として、中小企業活性化事業や異業種交流促進事業を進め、また、工業の振興として、地域企業振興事業や企業誘致事業、起業家支援推進事業などを推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
商工業の振興	◆商店街等活性化推進事業
	◆中小企業活性化事業
	◆産学官連携事業（新規）
	◆異業種交流促進事業（新規）
	◆産業振興交流センター整備事業（新規）
	◆新エネルギー等の開発、利用促進事業
	◆商業振興事業
	◆地域企業振興事業
	◆企業誘致事業
	◆産業フェア促進事業
	◆起業家支援推進事業
	◆工業振興事業

※「産学官連携事業」…産業界、大学等教育機関、行政が連携して地域の課題解決や開発などに協働で取り組む事業です。

※「異業種交流促進事業」…商工業者や農林水産業者、観光業者などの異業種間の交流を促進し、地域に密着した商工業をはじめとする産業の発展と地域の一体性を醸成する事業です。

※「産業振興交流センター整備事業」…産業振興を図るために職種を問わず自由に活用できる拠点として交流センター施設を整備する事業です。（既存施設の活用を含む。）

② 生産者と消費者とのふれあいによる農林水産業の振興を図る都市づくり

生産者と消費者とのふれあいによる農林水産業の振興を図る都市づくりのために、農林業の振興として、農村振興総合整備事業をはじめ農道及び用排水路整備事業、林道整備事業や畜産振興推進事業、新市のブランドづくり促進事業を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
農林業の振興	◆農林業振興事業
	◆農村振興総合整備事業
	◆環境保全型農業総合整備事業
	◆農業用水資源開発事業
	◆農道及び用排水路整備事業
	◆森林保全対策事業
	◆林道整備事業
	◆森林整備事業
	◆畜産振興推進事業
	◆生産者組織等育成事業
	◆シラス対策事業
	◆中山間地域総合整備事業
	◆県単独農業農村整備事業
	◆海岸保全施設整備（高潮）事業
	◆むらづくり推進事業
	◆新市のブランドづくり促進事業（新規）
	◆市民農園整備事業（新規）
	◆田園地域整備事業
	◆地産地消推進事業
水産業の振興	◆海面環境保全事業
	◆魚類繁殖保護事業
	◆豊かな海づくりパイロット事業
	◆内水面漁業振興事業

※ 「新市のブランドづくり促進事業」・・・1市6町の地域特性に応じた特産品づくり(適地適作)を促進します。

※ 「市民農園整備事業」・・・作物を作り・育て・収穫する喜びを体験できる市民農園の整備を行います。

③ 観光客と地域住民とのふれあいによる観光の振興を図る都市づくり

観光客と地域住民とのふれあいによる観光の振興を図る都市づくりのために、観光・レクリエーションの振興として、観光（宣伝）事業、新市の観光商品開発事業や観光振興計画策定事業等を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
観光・レクリエーションの振興	◆観光（宣伝）事業
	◆新市の観光商品開発事業（新規）
	◆観光地整備事業
	◆マリンゾーン整備事業
	◆観光振興計画策定事業
	◆各種イベント事業
	◆観光案内板標識整備事業（新規）
	◆観光ルート開発事業（新規）
	◆市民総ぐるみおもてなし事業（新規）

※ 「新市の観光商品開発事業」…農業体験・職場体験などの、現在の観光客のニーズに対応した、観光の目玉となる商品を開発することです。

※ 「観光案内板標識整備事業」…観光客に癒しと安らぎを与える様な特色ある観光案内板を整備します。

※ 「観光ルート開発事業」…現在の1市6町の観光は点でのみつながっているため、それを線から面にしていくことを目的とした事業です。（例：観光地周遊バス・観光タクシーの設置等）

※ 「市民総ぐるみおもてなし事業」…観光地づくりは人づくり。観光客に「もう一度来たい」と思わせるような接客。または、観光ボランティアの育成等を目的とした事業です。

(6)住民参画の都市づくり(コミュニティの推進)

① 住民・自治会組織・企業・ボランティア団体・NPO（民間非営利団体）などと行政との協働による都市づくり

住民・自治会組織・企業・ボランティア団体・NPOなどと行政との協働による都市づくりを図るために、住民参画の推進をはじめ、自治会活動の促進、ボランティア活動の促進、地域づくりの推進をします。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
住民参画の推進	◆地域まちづくり支援事業
	◆地域振興計画策定・実施支援事業
自治会活動の促進	◆地区公民館づくり拠点施設整備事業（新規）
ボランティア活動の促進	◆ボランティア活動支援事業
地域づくりの推進	◆地域審議会の設置（新規）
	◆NPO設立支援事業
	◆地区まちづくり推進体制整備事業（新規）
	◆公共施設等里親制度導入事業（新規）
	◆自主防犯組織等奨励促進事業

※ 「地域まちづくり支援事業」…地域住民が主体となって地域の特色を活かし、独自の「テーマ」や「目標」を設定し、その実現に向けて住民がお互いに知恵を出し合い、活力ある個性豊かな地域づくりを進める地区公民館を支援する事業(旧国分市の例参照)です。

※ 「地域振興計画策定・実施支援事業」…「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治意識のもと、旧市町の校区あるいは、自治会単位で、地域の振興計画を策定し、実施するものに支援する事業(旧霧島町の例参照)です。

※ 「地区公民館づくり拠点施設整備事業」…地区ごとの話し合いの活動の場としての活用や伝統行事、イベント交流などの場としての拠点整備事業(既存施設の活用を含む)です。

※ 「地域審議会の設置」…新市まちづくり計画を変更する場合に市長に意見を述べる市長の附属機関として合併前の市町の区域を単位とする7つの地域審議会を合併の日から概ね10年間置くものです。

※ 「地区まちづくり推進体制整備事業」…新市のまちづくり推進要綱等に基づく、旧市町あるいは校区別にまちづくりを推進するための体制整備事業(例:旧市町まちづくり委員会等)です。

※ 「公共施設等里親制度導入事業」…住民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」です。一定の公共施設(例えば公園や街路樹等)を住民が里親となって美化(清掃)を行い、行政がこれを支援します。住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める事業です。

② 人材育成・人材発掘の促進及び国際交流を積極的に推進する都市づくり

国際化に柔軟に対応できる人材育成や地域リーダーとなる人材発掘を促進します。また、国際交流を積極的に推進する都市づくりを図るために、各種交流の推進として、国際交流推進事業や交流施設整備事業等を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
人材育成・人材発掘の促進	◆異業種間交流事業
	◆人材育成研修事業
各種交流の推進	◆国際交流推進事業
	◆国際交流のまちづくり推進事業
	◆交流施設整備事業

③ お互いが人権を尊重しあう思いやりのある都市づくり

人権尊重社会の実現のために、人権教育・人権啓発施策推進の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、この計画に基づいた各施策を推進します。

男女共同参画を計画的にかつ総合的に推進するための「男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づいた各施策を推進します。また、男女共同参画条例制定に向けた調査研究にも取り組みます。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
人権教育・啓発の推進	◆「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
	◆人権同和教育推進事業
男女共同参画の推進	◆男女共同参画計画の策定
	◆男女共同参画条例制定に向けた調査研究

(7) 健全な行財政組織の都市づくり(行財政の効率化等)

① 健全な行財政運営を進める都市づくり

健全な行財政運営を進める都市づくりを図るために、行財政の効率化策として、行政評価制度構築事業等を進めます。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
行財政の効率化	◆財政計画策定
	◆バランスシート作成
	◆総合計画策定
	◆行政評価制度構築事業
	◆行政改革大綱策定

※ 「行政改革大綱策定」…行政改革の推進及び行政組織の簡素合理化を行うための定員適正化計画、職員の資質向上に資する人材育成計画を盛り込んだ行政改革大綱を策定するものです。

② 開かれた行政を推進する都市づくり

開かれた行政を推進する都市づくりを図るために、情報公開として、情報公開・個人情報保護制度確立事業を推進します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
情報公開	◆情報公開・個人情報保護制度確立事業
行政広報	◆広報活動・ホームページ・ケーブルテレビ等整備事業

③ 質の高い行政サービスの提供を推進する都市づくり

質の高い行政サービスの提供を推進する都市づくりを図るために、庁舎等施設・設備の整備として、行政情報化推進事業（行政事務システムの情報化、総合ネットワークの構築、GISの導入等のデジタル化など）を進め、各総合支所等については、庁舎を単なる行政事務だけの場でなく、市民が集い楽しむ場所として市民に開かれた役所づくりや、郵便局等との連携による行政サービスの強化、また、地域住民の連携の強化や自主的なまちづくり活動を支援します。

■主要施策

主 要 施 策 項 目	主 な 事 業
庁舎等施設・設備の整備	◆庁舎管理・改修事業
	◆庁舎利用促進事業
	◆行政情報化推進事業
行政サービスの機能強化	◆郵便局等との連携強化
財政支援措置の活用	◆特例債基金活用事業（新規）

※ 「GIS」とは、(地理情報システム)の略で、地図上に様々な情報を重ね合わせて表示したり、分析するシステムのことをいいます。

※ 「特例債基金活用事業」…新市のイベントや自治会活動への助成などに特例債基金の利息を活用する事業です。